

落札後の手続きについて（動産）

1 草津市納税課へご連絡ください

- ① 開札後、草津市が最高価申込者（落札者）となった方へメールを送信し、その公売財産の売却区分番号、整理番号、草津市連絡先などをお知らせします。
⇒このメールは、入札終了後に送信します。入札されたログイン ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、メールが届かない場合には、同じ画面で落札後連絡先を確認し、ご連絡ください。
- ② メールに記載された草津市連絡先に電話してください。草津市職員に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。買受代金の納付方法など今後の手続きについて草津市職員が説明します。

2 買受代金などの納付

- ① 納付していただく金額
⇒「 買受代金 = 落札価額 - 公売保証金額 」
- ② 買受代金納付期限までに買受代金全額の納付を草津市が確認が必要です。
- ③ 買受代金納付期限は、草津市から送信するメールもしくは公売物件詳細画面でご確認ください。
- ④ 買受代金の納付方法は以下のとおりです。
※ただし、公売財産によっては下記と異なる場合がありますのでご注意ください。
 - ア 銀行振込
⇒振り込みは、電信扱いに限ります。
⇒草津市から送信するメールで振込先口座をお知らせします。
⇒買受代金を振込んだ日から草津市が納付を確認できるまで3開庁日程度かかることがあります。
⇒振込手数料は、買受人の負担となります。
⇒類似の口座名にご注意ください。
 - イ 現金書留での送付による納付（買受代金の金額が50万円以下の場合に限ります。）
⇒現金書留の郵送料などは、買受人の負担となります。
 - ウ 現金または銀行振出の小切手を草津市に直接持参

⇒銀行振出小切手は、大津手形交換所管内の銀行が振り出したもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。

⇒受付時間は平日9時から17時までです。

- ⑤ 買受代金納付期限までに草津市が買受代金の納付を確認できない場合、買受人は、その公売財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収されます。

3 必要書類の提出

- ① 以下の書類を草津市に提出してください。

ア 草津市が最高価申込者（落札者）または次順位買受申込者へ送信したメールを印刷したもの

イ 買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合は商業登記簿謄本など）

ウ 保管依頼書

⇒買受代金納付期限後に公売財産の引き渡しを希望される場合にのみ必要となります。

エ 送付依頼書

⇒送付による公売財産の引き渡しを希望される場合にのみ必要となります。

- ② 必要書類は、郵送（郵送料は買受人の負担）もしくは直接草津市に持参してください。

4 公売財産の引渡し

- ① 草津市の案内にしたがい、公売財産の引き渡しを受けてください。

- ② 売却決定後、草津市が買受代金の納付を確認した後に引き渡しを受けることが可能となります。

- ③ 買受代金納付時に公売財産の引き渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。なお、この場合には別途保管料を負担していただくことがあります。

- ④ 送付による公売財産の引き渡しを希望される場合は、「送付依頼書」を提出してください。なお、送付にかかる費用は買受人の負担となります。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産などは送付による引き渡しはできない場合があります。あらかじめ公売物件詳細画面をご確認ください。

- ⑤ 引渡場所は、原則公売物件詳細画面の「保管場所」になります。

- ⑥ 詳細は、入札期間終了後にいただく電話などで説明します。

- ⑦ 落札後の注意事項をご確認ください。

5 代理人が落札後の手続きを行う場合

- ① 買受人本人が買受代金の納付などの手続きができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことが可能です。
- ② 代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類を提出してください。
 - ア 代理権限を証する委任状
 - イ 買受人本人の住所証明書（落札者が法人の場合は商業登記簿謄本など）
 - ウ 代理人の身分証明書（運転免許証など本人確認できるもの）
⇒買受人が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付などを行う場合も、その従業員が代理人となり委任状などの書類の提出が必要となります。

6 書類送付先など

<〒番号> 525-8588
<住 所> 草津市草津三丁目13番30号
<宛 名> 草津市 総務部 納税課
<連絡先> 077-561-6541